

ブロードバンド基盤の在り方に関する研究会(第11回) ご説明資料

ソフトバンク株式会社
2021年4月23日

1.ブロードバンドのユニバーサルサービス化に関する基本的な考え方

2.ヒアリング項目への当社回答

1.ブロードバンドのユニバーサルサービス化に関する基本的な考え方

2.ヒアリング項目への当社回答

基本的な考え方

通信基盤の整備は、**競争による促進が第一**であり、**ユニバーサルサービス制度は競争の補完的手法の一つ**との認識



ブロードバンドサービスについても基本的考え方は同様

ブロードバンドのユニバーサルサービス化の目的

今回の議論(ブロードバンドのユニバーサルサービス化)の目的は、 ブロードバンドの維持が困難な地域のサービスを、交付金にて維持を図るものとの理解

- 光ファイバや携帯電話基地局等については、民間事業者による整備を基本としつつ、条件不利地域においては国・自治体の負担により整備を行い、自治体や電気通信事業者が運営を行う場合がある。
- 新規整備時以外には国庫補助による財政支援が高度化を伴う更新に限られるため、設備の維持・更新費用の負担が自治体にとって課題となっている。

出典：ブロードバンド基盤の在り方に関する研究会(第1回)事務局資料「ブロードバンド基盤の在り方について」(2020年4月3日) P.22

- 現在、総務省では、光ファイバを軸とする世界最先端の通信インフラを全国整備することを目標に据えた政策を推進中。
- 一方、今後進みゆく人口減少社会においては、通信インフラの「整備」から「維持」フェーズへの移行が必要となることを見据え、他の公共インフラと同様、社会全体の効率化の流れを踏まえつつ、光ファイバ等を維持可能な枠組みが必要。
- こうした背景を踏まえ、「電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証」最終答申(2019年12月情報通信審議会)においても、ブロードバンドのユニバーサルサービス化等について専門的・集中的な検討を進めるための検討体制を設けることが適当とされたところ。

出典：ブロードバンド基盤の在り方に関する研究会(第1回)事務局資料「ブロードバンド基盤の在り方について」(2020年4月3日) P.25

考え方(案)

- 感染症の拡大防止に努めながら「新たな日常」を構築する上で必要となるテレワーク・遠隔教育・遠隔医療などの利用のためにブロードバンドは不可欠であり、また、地方自治体における行政サービス維持や地域における産業利用等のため、ブロードバンドの需要が高まっている。
- このような中、ブロードバンドの利用について地理的格差が発生すれば、「新たな日常」やSociety5.0時代に必要となるサービスを利用できない人が生まれることになり、社会的に望ましくない。
- このため、ブロードバンドを誰もが使えるような環境を整えるべきである。具体的には、現在のブロードバンド整備状況を前提として、地理的格差が発生しないようなブロードバンド環境の維持を目指すことが適当。

出典：「ブロードバンド基盤の在り方に関する研究会 第Ⅰ期 論点整理(案)」(2020年8月7日) P.2

**設備の維持・更新費用の負担が
自治体にとって課題**

**通信インフラの
「整備」から「維持」フェーズへの移行が必要
光ファイバ等を維持可能な枠組みが必要**

【第Ⅰ期 論点整理】

**現在のブロードバンド整備状況を前提として、
地域間格差のないブロードバンド環境の維持
を目指すことが適当**

「維持」を念頭に置いた技術基準・品質等の在り方について

前頁の趣旨から、 救済すべきサービスを補てん対象とする手当て(基礎的電気通信役務化)は必要との認識

- テレワーク・遠隔教育・遠隔医療などを安定的に利用することができるようにするためのブロードバンドの内容(品質)を確保することが望ましいのではないか。具体的には、1人当たり、通信速度として上下数Mbps程度(実効速度)を安定的に利用できることや、通信容量として少なくとも月当たり数十GB利用できること、との意見があったことを踏まえ、ユニバーサルサービスとしてのブロードバンドの内容(品質)を検討することが適当。
- 確保すべき伝送速度の考え方については、実効速度と名目速度の2通りが存在するが、あらゆる状況下での実効速度を担保することが困難であることを考慮すれば、提供手段の議論を踏まえる必要があるが、名目速度をベースに考えることが適当。

出典：ブロードバンド基盤の在り方に関する研究会(第10回)事務局資料「ブロードバンドのユニバーサルサービス化に向けた論点の具体的検討」(2021年4月9日) P.26

**満たすべき速度や技術基準を設けても、
現状提供されているサービスが満たせる基準でないと補填ができない**

**基礎的電気通信役務として求められる技術基準・品質等については、
交付金で維持を図る現状のブロードバンドサービスが満たす基準である必要がある**

競争地域のサービスへの影響について

ブロードバンド提供困難地域に対する手当ての結果として、
競争地域のサービス提供に影響を与えることがあってはならない



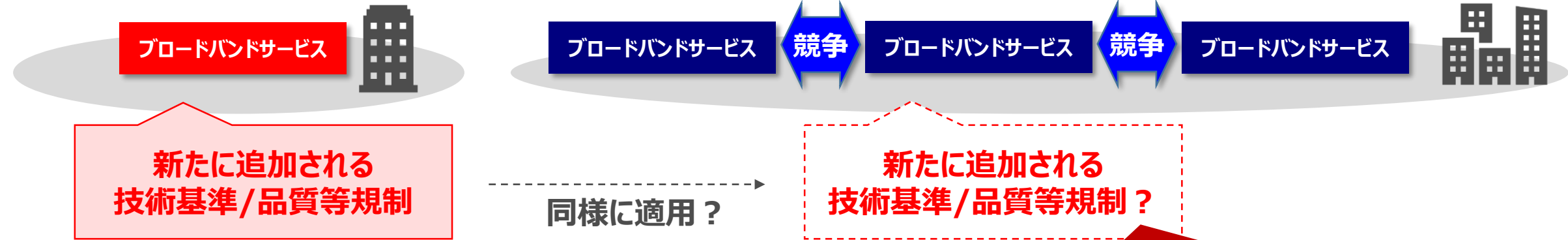
非競争地域
(提供困難地域)

交付金による補填・
規制によるサービスの維持



競争地域

市場メカニズムによる
サービスの多様化・低廉化



競争地域のサービスにおいて追加的対応を求めることは、
提供料金上昇につながり得る等、市場メカニズムの働きを損なう

その他規制について(約款規制等)

過去の答申では、**規制が必要とされているのは適格電気通信事業者との結論**

- ③ 具体的には、ネットワークを保有する事業者（現行の一種事業者）も含め、全事業者について、料金等の提供条件は市場における当事者間の相対取引に委ねることを原則とし、当該提供条件に係る契約約款の作成・公表義務や役務提供義務を不要とする規制緩和措置（いわゆる「デタリフ化」）を講じることが適当である（ただし、後述するとおり、市場支配力を有する事業者が当該市場において提供するサービスや適格電気通信事業者が提供するユニバーサルサービス等については、政策的観点から別途異なる規律が必要となるものと考えられる）。

出典：IT革命を推進するための電気通信事業における競争政策の在り方についての最終答申（情報通信審議会：2002年8月7日）P.85

- ⑤ さらに、適格電気通信事業者については、事業法上、ユニバーサルサービスの適切、公平かつ安定的な提供に努めることが求められており、市場支配力を有するか否かに係わらず、ユニバーサルサービスについては契約約款の作成・公表を義務付けるとともに、当該契約約款に基づく役務提供義務を課すことが適当である。

出典：IT革命を推進するための電気通信事業における競争政策の在り方についての最終答申（情報通信審議会：2002年8月7日）P.92

全事業者についてデタリフ化が適当

ただし

適格電気通信事業者が提供するユニバーサルサービスについてはデタリフ化と別途異なる規律が必要

適格電気通信事業者についてはユニバーサルサービスについて約款規制

競争地域のブロードバンドに対しても約款規制等を新たに追加することは過剰であり、必要な範囲(適格電気通信事業者)に限定すべき

【参考】ユニバーサルサービス関連規制の経緯

- ① **基礎的電気通信役務の定義は、交付金制度と同時に導入された**
(基礎的電気通信役務は、「補填対象」を規定するために設けられた定義)
- ② **基礎的電気通信役務の範囲は、「補填対象」とすべきか否かで決められた**
- ③ **競争進展・補填不要と判断された役務は、基礎的電気通信役務から除外された**

	電気通信事業法	NTT法	基礎的電気通信役務の範囲
1985年	競争原理 の導入	NTT殿に対し ユニバーサルサービス義務 利用可能性の確保	【事業法上の規定なし】 ※NTT法にて「電話」
1998年	NTT殿の加入電話等へ プライスカップ制度 の導入 低廉性の確保		
2002年	ユニバーサルサービス交付金制度 ・ 基礎的電気通信役務 の導入		加入電話・第一種公衆電話 ・ (加入電話・第一種公衆電話)緊急通報
2004年	デタリフ化 (基礎的電気通信役務は対象外)	① ユニバーサルサービス交付金制度と 基礎的電気通信役務をセットで導入	② 補填対象を規定
2006年	ユニバーサルサービス交付金制度 ・ 基礎的電気通信役務 の見直し (ベンチマーク方式への移行等)	③ 競争進展・補填不要により 市内通話を除外	加入電話(市内通話を除く)・ 第一種公衆電話 ・ (加入電話・第一種公衆電話)緊急通報

将来を見据えた制度整理について

今後の「整備」について述べるのであれば、 どのような品質・速度を目指すべきかという議論はあり得る

- テレワーク・遠隔教育・遠隔医療などを安定的に利用することができるようにするためのブロードバンドの内容(品質)を確保することが望ましいのではないか。具体的には、1人当たり、通信速度として上下数Mbps程度(実効速度)を安定的に利用できることや、通信容量として少なくとも月当たり数十GB利用できること、との意見があったことを踏まえ、ユニバーサルサービスとしてのブロードバンドの内容(品質)を検討することが適当。
- 確保すべき伝送速度の考え方については、実効速度と名目速度の2通りが存在するが、あらゆる状況下での実効速度を担保することが困難であることを考慮すれば、提供手段の議論を踏まえる必要があるが、名目速度をベースに考えることが適当。

出典：ブロードバンド基盤の在り方に関する研究会(第10回)事務局資料「ブロードバンドのユニバーサルサービス化に向けた論点の具体的検討」(2021年4月9日) P.26

将来的に目指すべき水準としての議論であれば理解

あまねく日本全国におけるサービス提供のため、まずは**光アクセス網の確保が必須**
(NTT東西殿による光エリア拡充に期待しつつ、制度面での方策の検討も必要)

1.ブロードバンドのユニバーサルサービス化に関する基本的な考え方

2.ヒアリング項目への当社回答

ヒアリング項目への回答(名目速度)

- ① 貴社の業務エリアのうち、技術的に下り名目速度が 10Mbps・30Mbps に満たないエリアは存在するか。あるとすればどれぐらいのエリアか。
- ② 貴社の提供しているサービスにおいて、10Mbps を超えるブロードバンドサービスを選択できるにもかかわらず、利用者側の選択で 10Mbps に満たないブロードバンドサービスを利用している割合はどの程度か。また、その利用シーンはどのようなものがあるか。

【回答】

- 有線系については、技術的に下り名目速度が 10Mbps・30Mbps に満たないエリアは存在せず、利用者側の選択で 10Mbps に満たないブロードバンドサービスを利用することはありません。
- 無線系については、技術的に下り名目速度が 10Mbps・30Mbps に満たないエリアは基本的には存在しませんが、基地局向けのエントランス回線として光ファイバが利用できない地域において、例外的に 10Mbps・30Mbps に満たない基地局が存在します。利用者側の選択で 10Mbps に満たないブロードバンドサービスを利用することはありません。

ヒアリング項目への回答(実効速度)

- ③ 提供しているブロードバンドサービスの名目速度に対し、実効速度はどの程度となっているか。(一般的な水準として示せるものがあるか。また、具体例として測定している地点などがあれば、例示はできるか。)

【回答】

- 有線系については、「固定ブロードバンドサービスの品質測定手法の確立に関するサブワーキンググループ」でもその測定の在り方について議論中であり、当社として一般的な水準としてお示しできるものではありません。
- 無線系については、「総務省実効速度調査」を毎年実施しており、最新(2020年2月～3月)の計測結果は以下の通りです。

<Android™ : Xperia 5>

【下り速度】



下り速度 (Mbps)	
最大値	284
第3四分位数	172
中央値	140
第1四分位数	97
最小値	36

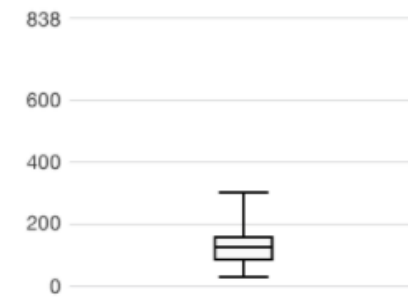
【上り速度】



上り速度 (Mbps)	
最大値	31
第3四分位数	23
中央値	17
第1四分位数	11
最小値	1

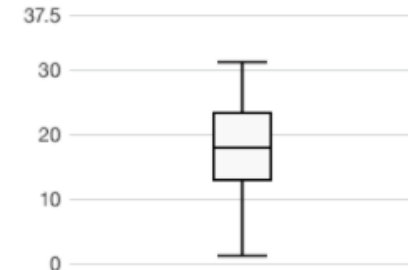
<iOS : iPhone 11 Pro>

【下り速度】



下り速度 (Mbps)	
最大値	350
第3四分位数	163
中央値	129
第1四分位数	90
最小値	33

【上り速度】



上り速度 (Mbps)	
最大値	32
第3四分位数	24
中央値	19
第1四分位数	13
最小値	1

ヒアリング項目への回答(品質・技術基準)

- ④ 遅延時間、パケット損失率、ゆらぎなどの品質基準をブロードバンドサービスについて設けることが考えられるか。
- ⑤ 予備機器設置の基準、停電時における電源対策等、現行の技術基準において、電話用設備に対しては課されているがブロードバンドサービスの提供に関する設備には課されていない規律について、性質上、当該設備にも課することが困難なものがあるか。

【回答】

- ・ 前述のとおり、今回の議論の目的は、「ブロードバンドの維持が困難な地域のサービスを、交付金にて維持を図る」ために必要な手当てをはかるものとの理解です。
- ・ したがって、基礎的電気通信役務として求められる品質・技術基準等については、維持を図ろうとする現状のブロードバンドサービスが満たす基準であるとともに、競争地域のサービス提供に影響を与えることがあってはならず、現行サービスにて品質等に特段の問題が発生していない以上、新たな基準を課すべきではないものと考えます。

- ⑥ IP-VPNサービスや広域イーサネットサービス等に類型されるもののうち、ベストエフォート型のサービスではない帯域保証型サービスなどの実態（提供メニュー・契約者数・一般的な契約主体・一般的な利用形態（具体的な利用例含め）等）はどのようなになっているか。

【回答】

- ・ 帯域保証型サービスは法人ユーザ向けに提供しておりますが、業種的には官公庁、金融機関、各種インフラ会社等に割と多くご利用いただいているところです。
- ・ 当社のIP-VPNサービスや広域イーサネットサービスについては、個人ユーザ向けサービスとは別に法人ユーザ向け専用のネットワークとして品質管理を行っており、ベストエフォート型サービスも多く利用されています。

ヒアリング項目への回答(負担金算定)

- ⑦ 交付金の負担金を算定するにあたり、ブロードバンド事業の収益に基づいて負担金の算定を行うこととした場合、貴社の会計整理において、ブロードバンド事業による収益のみを切り出すことに課題があるか。
- ⑨ その他、交付金の負担金を算定する単位を検討するにあたり、特に注意すべき事項はあるか。

【回答】

- ブロードバンド事業の収益は現在の当社決算において分計していますが、これは当社の定義によるものです。一方で負担金の算定に当該収益を用いるためには各社間でブロードバンド事業収益の計算方法を揃える必要がありますが、各社にて料金プラン・割引サービス等が多様化している中で統一的な算定基準を設けることは困難と考えます。
- また、ユニバーサルサービス交付金制度において、発足当時の負担金算定方式は「接続電気通信事業者等の対象役務に係る売上高」であったところ、競争中立性・検証可能性・簡索性という3つの視点を踏まえ現行の「電気通信番号数」となった経緯からも、収益に基づく負担金算定は適切でないと考えます。

イ 拠出比率の算定

- 1 接続電気通信事業者等の拠出比率の算定にあたり、現行制度は接続電気通信事業者等の対象役務に係る「売上高」を算定基準としている。二次答申においては、①売上高比、②通信量比、③接続料等に係る負担額比の何れかが算定基準として相応しいか比較検討し、ユニバーサルサービス設備と接続等することによる「受益度との連関性」があると認められること及び「外形的な把握が容易」であることを理由に「売上高比」を拠出比率の算定基準としたものである。

出典：ユニバーサルサービス基金制度の在り方(情報通信審議会：2005年10月25日) P.33

交付金制度発足当時は、
接続電気通信事業者等の対象役務に係る「売上高」
に基づき算定

- 1 第1節で指摘された現行制度の問題点等を踏まえ、受益者負担の原則を維持しつつ拠出比率の算定方式の見直しに当たっては、以下の視点を踏まえて検討することが適当と考えられる。

ア) 事業者間の競争に影響を及ぼさない算定方式であること【競争中立性】

イ) 基金制度の信頼性を維持するためにも、第三者による各事業者の負担割合の検証が可能な算定方式であること【検証可能性】

ウ) 規制費用あるいは事業者の規制対応費用が増大しない簡索性な算定方式であること【簡索性】

出典：ユニバーサルサービス基金制度の在り方(情報通信審議会：2005年10月25日) P.34

競争中立性・検証可能性・簡索性を踏まえて見直し



現行の**電気通信番号数**ベースへ

- ⑧ 交付金の負担金を算定するにあたり、ブロードバンド事業の契約者数に基づいて負担金の算定を行うこととした場合、貴社の提供するサービスにおいて、マンション型の契約のように一つの回線を複数の世帯で共有しているケース等、契約数とエンドユーザの数が一致しない場合があるか。あるとすればどのような場合か。

【回答】

- 当社のサービスにおいては、基本的に回線数と契約数(エンドユーザ数)は一致します。